

嘱託員（事務）募集案内

公益財団法人横浜市緑の協会嘱託員採用試験を次により行います。

1 受験区分、予定人員及び職務概要

受験区分	採用予定人員	職務概要
嘱託員 （事務）	若干名	公園・動物園などの管理運営業務、総務・経理・広報に関する事務業務など

2 受験資格

年齢	平成31年4月1日現在で65歳未満
免許・資格・ 経験等	(1) 普通自動車運転免許（実際に運転できる人に限る。） (2) パソコン（ワード・エクセル）等を使用し、企画書、報告書等の文書作成ができる方

◎ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人（※）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 義務教育を修了していない人（義務教育修了者と同等と認められる人を除く。）

※民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

3 雇用期間

平成31年7月1日から平成32年（2020年）3月31日まで（9ヶ月）

※勤務成績等により1年又は2年ごとに雇用期間を更新する場合あり。ただし、平成36年（2024年）3月31日を越えての更新はできません。（当該期間中に65歳に達する場合はその年度末まで）

4 待遇

(1) 給料

月額 170,400円

※給料月額は、平成31年4月1日現在のものです。

※このほか、昇給年1回、期末・勤勉手当（6月・12月に支給 平成30年度実績：4.5月分）、通勤状況や住まいの状況などに応じて通勤手当などを支給します。

※昇給については、60歳を上限とします。

※退職手当は支給しません。

(2) 勤務時間

7時30分～21時30分のうち実働7時間45分（休憩時間1時間）

※必要に応じて超過勤務（休日出勤を含む。）あり

(3) 休日・休暇

年間休日126日（平成31年度）

※勤務地によりローテーション勤務あり（土曜・日曜・祝日出勤含む）

このほか、年次有給休暇、夏季休暇などを付与します。

(4) 福利厚生

各種社会保険、定期健康診断、横浜市勤労者福祉共済など

※待遇については、協会の各規程によります。規程の改正等がなされた場合には、その定めるところによります。

5 勤務地（予定）

当協会が管理する横浜市内の公園・動物園などの施設又は本部事務所
 ※勤務地は採用後に決定、転勤あり

6 申込方法、試験の日時・場所・結果発表

	日 時	場 所	結果発表(発送日)
第1次試験	<p>◆書類選考</p> <p>【提出書類】</p> <p>1 履歴書(市販のA3判、半年以内に撮影した鮮明な写真1枚貼付) ※写真右側に受験区分(嘱託員事務)を赤字で記入してください。</p> <p>2 職務経歴書(職務経験者のみ)</p> <p>3 作文 (1) テーマ 「あなたが、横浜市緑の協会を志望する理由について述べなさい。」 (2) 文字数・原稿用紙 800字以内、原稿用紙は当協会ホームページからダウンロードしたものを使用 ※作文は自筆のこと</p> <p>4 合否返信用封筒(長3サイズ) ※自身の住所、氏名を記載し、82円切手を貼付したもの</p> <p>【受付期間】 平成31年4月1日(月)～ 平成31年4月22日(月) ※消印有効</p>	左記の提出書類を下記「問い合わせ・申込先」へ簡易書留で郵送	平成31年5月上旬 合否にかかわらず文書で通知します。
第2次試験	<p>◆面接 平成31年5月16日(木)又は17日(金) 予定 ※詳細は、第1次試験合格通知で連絡します。</p>	当協会 本部会議室	平成31年5月下旬 合否にかかわらず文書で通知します。

7 試験結果について

この採用試験の結果については、開示請求することができます。受験者本人が直接来所してください。

なお、その際には本人確認を行いますので、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参してください。

開示請求のできる人	開示内容	開示場所など
各試験不合格者 (本人に限る。)	各試験の総合順位、 得点	開示期間：各試験の合格発表日から2週間 開示場所：当協会 総務課 開示時間：8時45分～17時15分 (土日祝日除く。)

※各試験で棄権した方(全試験科目を受験していない方)には、試験結果を開示することはできません。

8 その他

- (1) 受験資格がないこと又は履歴書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) この試験において提出された書類は返却しません。
- (3) 応募された方の個人情報については、厳正かつ適切な管理を行い、職員採用選考のみに使用いたします。
- (4) 同時期に募集している当協会嘱託員採用試験の他の受験区分との併願はできません。
- (5) **提出書類などに不備があった場合は、採用選考の対象外とさせていただきます。**
- (6) 上記の雇用期間(労働契約期間)に、労働契約法上通算される契約期間が4年3ヶ月を超える場合は、受験することができません。また、当該通算される契約期間に応じて、更新の場合の期間が変わります。

問い合わせ・申込先

公益財団法人横浜市緑の協会 総務部 総務課 庶務係
〒231-0021 横浜市中区日本大通58
日本大通ビル 2階
TEL 045-228-9420 (担当：鈴木、山本)